

高齢者・障がい者・妊婦の外出支援制度

☎ 福祉総務課 ☎893-6400

外出支援制度の申し込み

受付時間 平日9:00～17:30

受付場所 ゆうゆうセンター 1階ロビー

※郵便申請もできます。申請書は市役所本館、青年の家、星田会館市民サービスコーナー、各地区公民館等に設置しています。詳細はホームページをご覧ください。

申請の休日受付も行っています

平日の申請が難しい人はご利用ください。

日時 7/18(日)13:00～17:00

場所 ゆうゆうセンター 1階 福祉総務課



対象者は「交通系ICカード等活用運賃補助」「タクシー等利用助成」「寺・神宮寺地区巡回バス」のうち、いずれか1つに申請できます。

1. 交通系ICカード等活用運賃補助(路線バスや鉄道の運賃2,000円を補助)

対象 下記のいずれかに該当する人

- ▷ ゆうゆうバスの乗車証を交付されている
- ▷ 前年度市民税非課税(本人)の75歳以上
- ▷ 前年度市民税非課税(本人)の65～74歳で、次の障がい者手帳を所持(身体障害者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級)
- ▷ 前年度市民税非課税(本人)で、次の障がい者手帳を所持(身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級)



補助内容・手続き方法

①～③のいずれか1つに申請できます(同行援護・行動援護・移動支援の支給決定を受けている人は、本人と支援者2人分を補助)。

①京阪バスで利用可能な乗車券2,000円分の支給

【必要書類】ゆうゆうバス乗車証(お持ちの場合)

②京阪バスポイント2,000ポイント(2,000円相当)の付与

【必要書類】▷ ゆうゆうバス乗車証(お持ちの場合)

▷ ICOCAまたは特別割引用ICカード(PiTaPa等は不可)

※申請にあたり、京阪バス「ポイントサービス」の会員登録が必要です。ポイントサービスは、京阪バス(株)のwebサイトから手続きしてください。

<https://keihan-buspoint.bus-service.jp/>

③交通系ICカードを利用して乗車した電車・バスの運賃2,000円分の補助

【必要書類】▷ ゆうゆうバス乗車証(お持ちの場合) ▷ 交通系ICカード(ICOCA・PiTaPa等)

▷ 交通系ICカードの利用明細 ▷ 入金先口座の通帳等

交通系ICカード利用明細の発行手続き

交通系ICカードの利用明細は、JR・京阪電鉄等の券売機で発行できます。

【JR】https://faq.jr-odekake.net/faq_detail.html?id=3834

【京阪電鉄】https://www.keihan.co.jp/traffic/ticket/pdf/icoca_guidebook_201511.pdf

※乗車履歴は半年程度で消えますので注意してください。

2. タクシー等利用料助成

対象 下記のいずれかに該当する人

- ①介護保険で「要介護3」以上の認定を受けている
- ②次の障がい者手帳を所持(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)
- ③母子手帳の交付を受けている妊婦



補助内容・手続き方法

①②の人	【補助内容】500円券を年間33枚(16,500円分)支給 【有効期限】交付年度の年度末(3/31)まで 【必要書類】介護保険被保険者証・障がい者手帳
③の人	【補助内容】1回の妊娠期間につき、500円券を14枚(7,000円分)支給 【有効期限】出産予定日の60日後まで 【必要書類】母子手帳

3. 寺・神宮寺地区巡回バス(乗車証の交付)

対象 下記のいずれかに該当する人

- ▷ ゆうゆうバスの乗車証を交付されている
- ▷ 前年度市民税非課税(本人)の75歳以上
- ▷ 前年度市民税非課税(本人)の65～74歳で、次の障がい者手帳を所持(身体障害者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級)
- ▷ 前年度市民税非課税(本人)で、次の障がい者手帳を所持(身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級)



補助内容・手続き方法

【補助内容】寺・神宮寺地区と河内磐船駅間を運行する車両を利用できる乗車証を交付

【必要書類】ゆうゆうバスの乗車証(お持ちの場合)

※7/1(木)から、時刻表が変わります。申込者には個別に通知済みです。詳細はホームページをご覧ください。

消費者相談 | iPhoneの迷惑カレンダー通知に注意

Q iPhoneのカレンダーから、「データを保護せよ」の通知表示があり、URLをタップして、セキュリティアプリを購入しました。実際はうその通知だったので、アプリは不要です。どうすればよいですか

A 本来はイベントや会議を知らせて相手を誘うiPhoneカレンダー出席依頼機能を悪用した詐欺です。迷惑メールと同じように、URLから不審なサイトへ誘導され被害にあいます。不要なアプリはアンインストールして、自動継続課金となっていないか登録確認を行い、解約しましょう。

助言 不審なイベントやカレンダーの参加依頼があっても「参加」「欠席」をタップせず「削除してスパムを報告」の操作を行います。また共有カレンダーから問題のカレンダーを削除します。カレンダー悪用は別の手口もあり注意が必要です。詳細はIPA独立行政法人情報処理推進機構のサイトをご覧ください

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20200330.html>

ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003